

社会福祉法人青山会役員報酬規程

目 次

- 第1条 趣旨
- 第2条 報酬等の支給
- 第3条 報酬等の額の算定方法
- 第4条 報酬等の支給方法
- 第5条 報酬の額の日割計算
- 第6条 委任
- 第7条 施行

(趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人青山会（以下「当法人」という。）の理事及び監事（以下「役員」という）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。ただし、施設長等の施設の職員である法人役員に本規定は通用しない。

(報酬等の支給)

第2条 役員にはその勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤の役員 報酬及び退職手当
- (2) 非常勤の役員 理事長の指示或いは理事会の委任を受け下記の業務を行う場合、交通費を支給する。
- 2 常勤の役員に対する退職手当は、常勤の役員として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により当該常勤の役員を退任した者に限り、支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 退職手当 別表第2に定める算式により算出される額

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月15日（その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）
- (2) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により常勤の役員を退任した後1か月以内
- 2 非常勤役員に対し、理事会及び評議員会に出席した都度、交通費として開催地の近隣各府県役員に5,000円、開催地と同府県内役員に3,000円支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人（死亡により退任した者の退職手当にあたっての遺族範囲は、国民年金法第37条の2に規定されたものと同一とする）に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第5条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(委任)

第6条 この規定の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(施行)

第7条 この規程は、平成28年6月1日から実施する。

2 平成29年12月1日最終改訂

別表第1 (第3条関係)

役職名 : 理事長

報酬の額 : 月額 350,000 円

別表第2 (第3条関係)

最終報酬の月額 × 在職年数 × 2